
医療安全対策に関する取り組み事項

1. 医療安全対策の必要性

医療の安全を確保するためには、医療全体の質の向上を目指し、安全管理に関する体制を整備し、病院全体として医療事故防止に努める必要があります。当院では、各職員が医療安全の必要性・重要性を自分自身の課題と認識し、安全な医療の実施に真摯に取り組むと同時に、医療安全管理及びその推進を図ることに努めます。

2. 医療安全対策のための委員会その他の当院の組織に関する基本的事項

当院における医療安全対策に関して医療安全管理委員会を設置し、毎月1回会議を行い、医療事故等及びインシデント事例等を収集・分析し、改善策並びに再発防止策を検討しています。

3. 医療安全対策のための職員研修に関する事項

年に2回以上の全職員を対象とした医療安全対策に関する研修会を開催し、職員の医療安全に関する意識や知識向上に努めています。

4. 医療事故発生時の対応に関する事項

【医療事故発生時の対応に関する基本方針】

- ① 患者様の生命、健康、安全を最優先に考え行動します。
- ② 家族への連絡、説明は速やかに行います。
- ③ 事故の状況は、客観的且つ経時的に記録します。
- ④ 当事者は所属長あるいは院長へ報告し、迅速に対応します。
- ⑤ 致命的な事故（死亡または重大な障害）が予測される症例については、直ちに院長に報告し指示を仰ぎます。
- ⑥ 医療事故が発生した場合は、事故原因の究明、今後の対応策を検討するために「事故調査委員会」を院内に設置します。事故調査委員会には、医療安全管理委員会の構成員に加え、必要に応じて外部の専門家を加え、客観的な判断を加えることに努めます。

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

この取り組み事項は病院ホームページや院内に掲示し、広く一般に公開すると共に、患者様及びそのご家族から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとします。